2. 8. 16. 受付

日蓄争議の經過と吾人の信念

是からが本舞臺

七月二十日に争議を開始してから既に三旬になります、彼我對陣の中に介在して東京蓄音器商組合選任の調停委員諸君が熱心に調停の勞を執られましたが結果は遂に不調に終りました、調停員の努力も私共の誠意もてんから無視してかゝつた社長側の横暴なる態度に憤慨した私共は遂に勘忍袋の緒を切つて吾から進んで調停を辭退しました、此機會に於て今日迄の經過を説き今後に處する私共の態度を表明いたします

一、東京蓄音器商組合の調停

東京蓄音器商組合が調停委員を選任して、調停の申出でをしたのは争議開始の四日目即ち七月の二十三日であります、罷業の永續に據る業界への影響を憂慮し一日も早く圓滿解決を圖りたいと云ふ趣意の下に調停を申出でたのであります、私共は其申出でに對し先づ第一にあなた方は私共の主張に對しいかなる御見解を抱くかと云ふことを質問しました。即ち利得金の分配を要求することが正しいか正しくないかと云ふことを訊ねたのです、委員諸君は口を揃へて「正しいものである」と答へました、そこで私共は委員に向つて私共の主張に御賛成下されましたからには、その主張の實現に御盡力下さることと思ひます。果して然らば私共は喜んであなた方の御調停に應じますと申しました、然時諸方から私共の耳へは組合の調停の申出でに就いていろいろな噂が傳へられました組合が調停を申出でた處で何で纏まるものか委員なるものの顔觸れを見ろ、會社に對して借金だらけの連中ではないか、諸君の利益のために圖るなぞとは片腹痛いとか、或はまた組合の調停は諸君の利益や會社の爲めになされるものではない、自分達の利益のために圖すものであるとか、其他雜多な風説が傳はりましたが私共は一向に耳をかしませんでした、たとえ其目的が何であらうとも又個人にいかなる事情があらうとも苟くも東京蓄音器商組合と云ふ團體が選任した委員諸君が業界への影響を憂慮し吾人の主張に賛して圓滿解決のために一肌脱がうと云ふ申出をしてきたのでありますから、私共は喜んで其申出に應じたのであります。

二、第一回の會見

組合の調停の申出に就ては社長側も應諾し社長代理としてアーウヰン君が其衝に當ることになりましたので委員諸君は七月二十三日の午後二時に京橋ビルの日蓄本社でアーウヰン君と會見しました其の第一回の會見に於てア君は委員に向つて次の如く申しました「今回の事件は松村君の陰謀である、松村は自己の勢力の失墜することを恐れて自分の勢力下にある營業部員のものを煽動して此の騒擾を起したものである、しかし騒動の張本人である利得金の分配と云ふことに就ては自分も社長の主張を肯定する、若しも争議團の者が松村君と分離するならば自分は喜んで彼等の要求の實現に努力するつもりである」此の言葉は早速委員によつて私共に傳へられました、松村君が今度の運動の首魁であるとか君の野心によつて起されたものであるとか云ふことは、それ迄にも私共は度々耳にしました、これは全く松村君にとつて氣の毒な説でありまして元來今度の運動に就ては松村君は第三者の立場に在つて諸君の要求の徹るやうに應援をしやうと云ふ位の輕い關係にあつたのです、處が私共が運動を起す前に松村君が一個の見解によ[illegible]内外の事情到底總支配人の職責を全ふし得ずとして辭表を提出されました、それから間もなく此の運動が起つたために松村君の辭職はてつきり此に關係あるものと思はれ、それに松村君に對する私怨をさしはさみ或は此機會に松村君を陷しいれ其の地位を奪取せんと企だて何でもかんでも松村君一人を惡者にするやうな惡宣傳が流布されていましたので私共は同君に對し非常に氣の毒に思つていた際でありますから委員によつて傳へられたア君の言葉を受け松村君と分離し、同君に此以上の迷惑をかけぬやうにせねばならぬと考へました、實に其當時松村君に對して放たれた會社側の惡聲と云ふものは聞くに堪えざる下劣極まるものでありましたが寛容な松村君は少しも意に介せず彼等の放つ惡聲は天に向つて唾するものなり、何時かは身にかゝる時あるべしと、淡々として取合ず私共の要求貫徹のために熱心に奔走してくれました、其松村君に對し分離を申出ると云ふことは私情として忍び得ぬ處でありましたが、今の處何でもかんでも松村君一人を惡者にしてゐる會社側のことであり、その會社側が松村君と離れさへすれば要求を容れると申してゐるのでありますから、私共は公義のために私情を捨て意を決して松村君と分離したのであります、其當時私共の腹にはア君が松村君との分離を申出でた眞意が奈邊にあるかと云ふことに就き要求を容れる爲めであると云ふ表面上の理由以外にもつと秘められたる懸引があると云ふことを察していたのであります、しかしそれはそれとし、苟も社長代理たるア君が團體の選任したる委員に向ひ松村君と分離すれば要求を實現せしむると言明しゐる以上、ア君は其言葉に對する責任を負はねばならないのでありますから、假令裏面にいかなる謀略があらうとも、それは私共の關知したことではなく、私共はア君の言質一點を捉へて進めばいゝと云ふので申出の如く全く松村君と分離することゝして其旨を委員に通知したのであります。

三、愚弄された調停委員

第二回の會見は二十五日の十時から本社で行はれる筈で組合の委員諸君は定刻に行つたが相手のア君は居るにも不拘約束の時間を無視して會見をせずシビレを切らして會見を申込めば少し待てと時間を延ばし遂に夕刻迄引ツ張つて五時半に到り漸く會見をすることになつたが其席上に於けるア君の態度たるや聊か常軌を逸するものあり相不變口を極めて松村を罵倒することのみ努め調停員の言葉には耳を借さず何を申出でても取合ないので温厚な委員諸君も聊か色を爲して其席を引揚げた、翌二十六日委員諸君は争議團の代表者和田、小西、武藤の三君を組合事務所に招致し、二回に亘る會見の顛末を述べ社長代理たるア君があの如き狂氣染た態度では到底今後の進展を圖ることが出來ないから茲兩三日の間暇を貸き然る後分別をするからそれまで待つてもらいたいと申しました

四、買收と切崩し

松村君は十四日付で辭表を出し十九日に社長が受け入れたが翌日になつて今度は總支配人を解職すると云つてきました、續いて二十五日と二十七日の兩日に亘り争議團の代表者は揃つて首が飛びました、中に一人總務部で稅務の仕事をしていた高科直藏君の首だけが未だに一つポツネンと殘つています、解職の理由書は何れも同一で最近の行動に鑑み云々と云ふ文句です、然るにイの一番から其最近の行動なるものに携はつている高科君には一向におとがめがないのです、總務部と云ふのは日蓄商社の一部門ですが總支配人たり社長代理たるア君にもまた本物の社長たるゲアリー君にも何れも統轄するの權限がないやうです、然りとすれば同部の高科君の首が未だに附いてゐると云ふことも不思議ではありませんが若しその何れかに統轄權がありとしたならば高科君一人を處分しないと云ふことによつて他の總務部に關して[illegible]なるものは總務部を罷させないことになります。それは[illegible]處として更に角會社では運動の前線にある者を片端しか[illegible]しまへ、そうして彼等の意氣を沮喪せしめ背後の結束を一[illegible]せと云ふ方針でア君を先頭に宮崎君や八田君などが謀議を[illegible]策戰をたてました、ア君は社長から運動費を何万圓とか取[illegible]そのうちの何千圓か何某の手に渡され幾何か某に渡り其の[illegible]れをどうしたとか、醜怪な噂さが頻々として傳へられまし[illegible]共は其眞僞は知りませんがア君は組合の調停員に對して自[illegible]長から二万圓を取つた、そのうち一万圓は自分が貰つて自[illegible]買ふ、殘りの一万圓を運動費に使ふ、既に幾何を誰々にや[illegible]貰つた人の氏名を明かに云つたそうである、當のア君は[illegible]していた事なのでその言葉の眞僞は勿論[illegible]もないが[illegible]の口から出た人の其後の行動を見ると全くア君の言葉ど[illegible]るから滿更嘘のことでもないらしい、若しまたア君の言[illegible]のが、一面に傳へられているア君一流の宣傳であり策略[illegible]したならばア君によつて名を出された人々は大きな迷[illegible]たものと云はねばならない、噂か誠か兎に角會社側に於け[illegible]はそれからそれへと喧傳されたものであつた、私共の手[illegible]々なる報告が這入つてきた、誰がどう、彼がどうとまさ[illegible]人達の噂が傳へられた、しかし私共は其事に對しては[illegible]心であつた、若しも買收運動が事實であつたとしたならば[illegible]買收の爲によつて自己の職責を喪失し彼買收者は買收[illegible]によつて自己の生命的生命の自殺を遂げたことになるの[illegible]らさやうな妖怪がいかに跋扈しやうとも何事も爲し得[illegible]ない、よし、爲し得たとしてもそれは一時の爲めに[illegible]ことであつていつかは必ず正義の威力のために粉碎さ[illegible]なければならない、あれこれと種々熱心に御盡力下さ[illegible]りましたが私共は前記の如き見解によつて少しも頓着[illegible]のでありますそれより何より私共の一番注意を怠らな[illegible]罷業の永續が業界に影響を與へ其方面から苦情が起り而[illegible]かの具體的運動が起つて私共の結束を破るやうな事態を[illegible]ないかと云ふことを懸念してゐたのであります、既に罷[illegible]一週間目の二十六七日頃にはそうした空氣が次第に濃厚[illegible]きました、東京の日蓄代理店會は會社と私共に宛て、罷[illegible]要望書を送つてきました、同じく京阪神の代理店の間に[illegible]ふ氣配があることが傳へられてきました、素より罷業に[illegible]の責任は私共のみの負擔すべきものではありませんが、[illegible]として兎に角業界の意嚮が罷業終熄の鍵になると云ふこ[illegible]の策戰に對し重大な影響を齎すものとして私共は此方面[illegible]對しては深甚の注意を拂つてゐたのであります

五、調停員の確信

東京の代理店會が罷業解除の要望書を兩者に手交したの[illegible]日であります、私共へは中山、スミ、向山の三氏が來ま[illegible]れと引かへにア君の下に行つた野原、小西の兩氏がや[illegible]「今ア君に逢つてきた、先日來からいろ〳〵と苦心をし[illegible]を出すべく努力していたが本日のア君との會見に於て[illegible]確に諸君の要求が容れられると云ふ確信を抱くことが出[illegible]額は五十万から三十万に減つた、果して幾何で圓滿を遂[illegible]が出來るか知れないが自分等の想像では二十万位迄は出[illegible]あると思ふ、但し問題はこの金を即座に支交するか否か[illegible]云々との話をされた、當時兩氏に面接した小西、武藤の[illegible]前日迄は調停者がサジを投た形にあつたのに幾何もなく[illegible]の言葉を聞いたので非常に喜んで野原、小西の兩氏と[illegible]遂げ兩氏も必ず實現して見せると誓つて別れたのであり[illegible]

六、武藤君大阪に拉致さる

右の如く調停員が確信を傳へ私共も隱忍の必要があつ[illegible]のも束の間二十八日の午後に至り第四項に書いた犯罪[illegible]て形を現はしてきたのであります、二十七日晩に上京[illegible]の代理店の丸氏が武藤氏を捉へ切に歸阪を勸誘しまし[illegible]界のために大阪支店のために、支店員のために、何でも[illegible]つてもらはなければならないと云ふのが丸氏の云ひ分[illegible]へました「各位の言分は最もなことです、しかしな[illegible]二十九日代理店有志の聲明書參照）私共は是に對して[illegible]線にある委員、特に代表者たる武藤君が今夜直に歸る[illegible]支店の開店にあるとしたら私共に對する武藤君の立[illegible]ますか、争議の目的は要求の貫徹にある、その目的[illegible]